第２次上富田町男女共同参画基本計画支援業務　評価要領

１．評価基準

それぞれの審査委員及び事務局が下記の評価の視点を元に、各評価項目を採点する。総合計得点で最も高得点を得た者から順位を付けるものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価の視点 | 配点 |
| 選定委員採点表 | | |
| 企画内容 | 計画策定に係る企画内容（独自提案含む） | ５０点 |
| 業務の推進・担当者の  体制 | 業務運営支援体制 | １０点 |
| 事務局採点表 | | |
| 主担当者の経験年数 | 主担当者の経験年数 | ５点 |
| 提案業者の策定実績 | 同種業務の全国策定実績  人権啓発関連業務の全国実績 | ５点 |
| 地域性、信頼性 | 本町及び県内実績 | ５点 |
| 個人情報保護 | プライバシーマークの取得及び更新歴 | ５点 |
| 見積金額 | 金額が安価であるか | ２０点 |
|  |  | １００点 |

※採点方法

委員採点表の点数については、委員の平均点を算出します。（満点６０点）

委員採点表の平均点と、事務局採点を合計し、点数を決定します。（４０点）

２．その他

（１）有効な提案書を提出した参加資格者であって、総合点数の高い最優秀提案事業者を第１位の優先交渉権者とし、契約締結前の協議において両者が合意に至らなかった場合には次点者との協議を行い決定するものとする。

（２）総合点数が同じ点数の場合は、見積価格が低い者から順次上位の順位を付ける。